倫理委員会規程

(目 的)

第1条 この規程は公益財団法人日本スケート連盟(以下「本連盟」という。)の「倫理規程」第6条の規定に基づき、公益法人の団体として、その自覚と責任を持ち、スポーツの根本であるルールとフェアプレー精神に則り、加盟団体共々、常に健全かつ公正な運営と発展に努めるとともに、スポーツの振興を通して、その社会的使命を果たしていくために必要な事項を定めることを目的とする。

(所 掌)

- 第2条 委員会は、次の事項を所掌する。
 - (1) 本連盟の役員、委員及び職員並びに登録競技者の綱紀粛正の推進に関すること。
 - (2) 本連盟加盟団体について、本通盟の加盟団体規程など関係規定の遵守に関すること。
 - (3)前2項について、周知徹底を図るとともに必要に応じ事実確認等を行い、その結果を会長に具申すること。

(委員)

- 第3条 委員会に次の委員を置く。
 - (1) 委員長1名
 - (2) 委員若干名
- 第4条 委員長は、理事の中から会長が委嘱する。
 - 2 委員は、委員長が本連盟理事のうちから推挙する者を、理事会に諮って会長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、本連盟役員の任期と同様とする。ただし、再任は妨げない。

(委員会)

- 第6条 委員会は、委員長が招集して、その議長となる。
 - 2 委員会の議事は、委員の合意により決定する。
 - 3 委員長が必要と認めたときは、委員会に参考人の出席を求め、その意見を聴取すること ができる。
 - 4 この規程に定めるもののほか実施に関し必要な事項は、委員会において定める。

(本規程の変更)

第7条 本規程は、理事会の議決により変更することができる。

附 則

この規程は、平成18年7月1日から施行する。

平成24年 7月 2日 改正

平成25年 3月27日 改正